
丸亀市環境保全率先実行計画

—環境と調和した職場に向けて—

2007(平成 19)年 5 月策定

2018(平成 30)年 3 月改正

丸亀市

目次

第1章 はじめに

1-1	計画の背景	1
1-2	基本的な考え方	1
1-3	前期間の取り組み	2

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の目的	4
2-2	計画の位置付け	4
2-3	計画の対象範囲	4
2-4	対象とする温室効果ガス	4
2-5	計画期間	5
2-6	基準年度	5
2-7	算定方法	5

第3章 温室効果ガス排出量と削減目標

3-1	基準年度における温室効果ガス総排出量	6
3-2	温室効果ガスの削減目標	7

第4章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

4-1	基本方針	8
4-2	取り組み項目	8

第5章 計画の推進

5-1	推進体制	11
5-2	進行管理	11
5-3	公表	11

資料編

資料1	計画の対象組織と施設	13
資料2	丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程	14

第1章 はじめに

1-1 計画の背景

地球温暖化対策の国際的な取組として、2015(平成27)年12月にフランス・パリにおいて行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

国においては、1997(平成9)年の「京都議定書」に代わる「パリ協定」に向け、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013(平成25)年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を国連に提出し、2016(平成28)年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されるとともに、同年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)が一部改正されました。

本市では、2007(平成19)年に温対法に基づき、「丸亀市環境保全率先実行計画」を策定して地球温暖化対策に取り組んできました。計画の進捗状況を踏まえ、また、最近の国や国際的な枠組みが変化していることを踏まえて改定します。本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に則するとともに、「丸亀市第二次環境基本計画」に定められている環境行動を引き続き率先して実施し、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、市役所の事務事業に係る地球温暖化対策を推進するものです。

1-2 基本的な考え方

- (1) 本計画を温対法に基づく地方公共団体の実行計画(事務事業編)として位置づけ、温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを全庁一体となって推進します。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減に関する数値目標を設定して、計画を実効性のあるものとします。
- (3) 事務事業の計画、予算化の段階から温室効果ガス排出量の低減化を意識するとともに、施設設備の導入時等の機会を捉えて、積極的な低炭素型設備の調達に努めます。
- (4) 市自らが率先して温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを実行することにより、市民・事業者の自主的・積極的な取り組みを促します。
- (5) 環境マネジメントシステムを進行管理手法として活用し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを継続的に推進し改善します。
- (6) 本計画の取組実績は毎年度公表します。

1-3 前期間の取り組み

1-3-1 前期間の取り組み概要

丸亀市環境保全率先実行計画は、2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの 5 か年を第 1 次期間、2012(平成 24)年度から 2017(平成 29)年度までの 6 か年を第 2 次期間(以下、「前期間」という。)として策定され、取り組みを推進してきました。前期間においては、環境マネジメントシステムを進行管理手法として導入し、2006(平成 18)年度を基準年度として、2016(平成 28)年度までに温室効果ガス排出量を 2%削減する数値目標を掲げて取り組んできましたが、目標を達成することができませんでした。

1-3-2 前期間の取り組み状況

前期間の第 2 次期間における温室効果ガス排出量の実績は以下のとおりです。

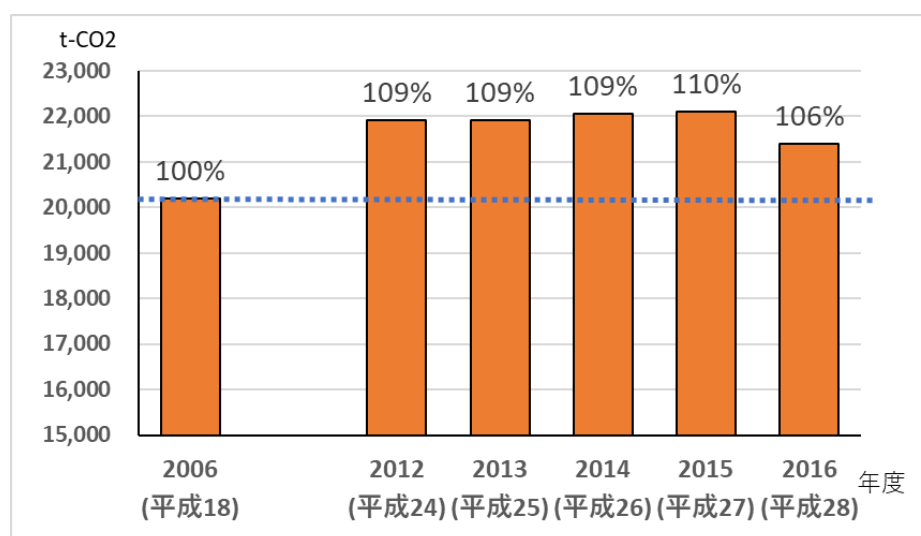
2016(平成 28)年度の実績は 21,406t-CO₂ であり、基準年度である 2006(平成 18)年度の排出量に比べ 6%増加※となりました。

前期間における温室効果ガス排出量の増加の要因としては、目標達成のための取り組みが各組織の自発的な活動に終始しており、市全体での取り組み推進が実践できなかったことが一つと考えられます。また、市全体の取り組みは毎年度のエネルギーデータの集計に留まっており、エネルギー使用量の増減要因の分析や取り組み状況のチェックが行われておらず、なぜ目標が達成できなかったかを把握することも難しい状況でありました。

これらのことから、前期間における環境マネジメントシステムが進行管理手法として上手く機能していませんでした。

今後、温室効果ガス排出量を確実に削減していくために、市全体での取り組み意識の強化を行うための意識づけや情報提供等を率先して行うと共に、各組織固有の取り組みを実践できるような手引き等を整備することが効果的です。また、エネルギー使用量の増減理由が分かるよう、分析・点検のしくみを整備し、エネルギー使用量の見える化を行っていくことも必要と考えられます。

丸亀市環境保全率先実行計画第 2 次期間における温室効果ガス排出状況



※前計画では温室効果ガス排出量の実績算定に用いる係数を固定しています。

1-3-3 計画改定の方向性

前期間の取り組み状況の反省を踏まえ、以下の方向性で計画を改定します。

- 職員の省エネ行動を一層推進するため、研修等の行動に繋がるような意識づけの機会を設けるほか、温室効果ガス排出量の削減に資する情報提供などを積極的に行い、職員の取組意識を強化します。
- 温室効果ガス排出量算定システムを活用し、実行計画の対象となる各施設で消費されるエネルギー量を確実に管理します。また、各施設のエネルギー消費量を見える化し、要因分析を行う仕組みをつくることで、省エネ行動への意識啓発に活用します。
- 市内各施設に導入されている設備機器に関する、施設省エネ運転管理マニュアルを策定し、施設において職員が取り組める省エネを推進・徹底していきます。
- 電力の調達に関する環境配慮指針を策定し、市内各施設において低炭素型のエネルギー調達を推進します。
- 丸亀市環境マネジメントシステムの実効性を高めるため、現行のマニュアル・様式類を抜本的に見直します。現状では事務局によるエネルギー集計のみが実施されている取組実態を鑑みて、各課・施設が主体となって温室効果ガス排出量の削減を中心とした環境活動に取り組み、実行計画の目標達成のための進行管理を行う仕組みとして再構築します。

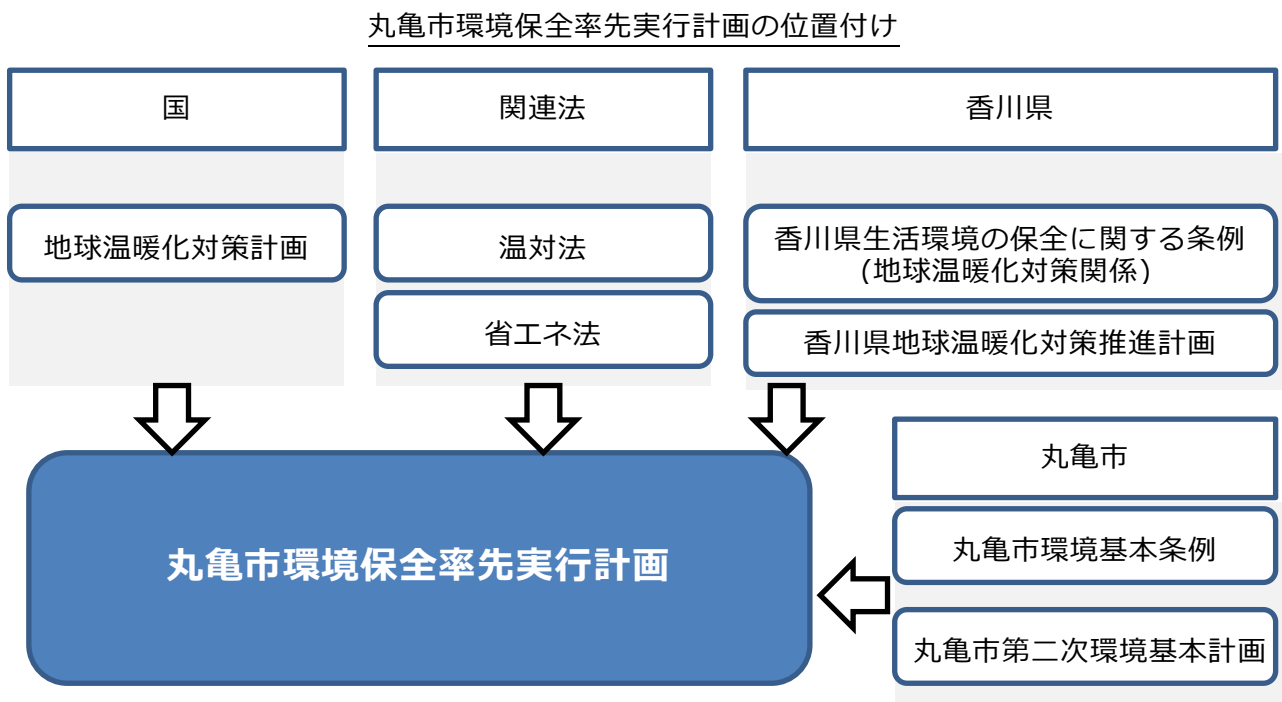
第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

本計画は、温対法第21条に基づいて策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて市職員が取り組む事項を規定します。

2-2 計画の位置付け

丸亀市環境保全率先実行計画は、「温対法」、「エネルギー使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。）」、「地球温暖化対策計画」、「香川県生活環境の保全に関する条例(地球温暖化対策関係)」、「香川県地球温暖化対策推進計画」、「丸亀市環境基本条例」及び「丸亀市第二次環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して作成される、庁内における地球温暖化対策を推進するための計画です。



2-3 計画の対象範囲

本計画は、本市の事務事業に関わる全組織（指定管理施設を含む）を対象とします。

2-4 対象とする温室効果ガス

温対法に規定される温室効果ガスは①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、⑤パーフルオロカーボン（PFCs）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃）の7種類があります。

本計画では、④HFCs、⑤PFCs、⑥SF₆及び⑦NF₃については、本市の事務事業に伴う排出は極めて少ないまたは排出がないため、対象から除くものとします。

温室効果ガスの種類と発生源

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、対象とされる温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼により排出される。 二酸化炭素と比べると約 21 倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼により排出される。 二酸化炭素と比べると約 310 倍の温室効果がある。

参考：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（環境省）

2-5 計画期間

本計画は、2018(平成 30)年度から 2030 年度までを計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況及び国等の動向を踏まえ、2022 年度に中間見直しを実施することとします。

2-6 基準年度

本計画の基準年度は、2016(平成 28)年度とします。

2-7 算定方法

本計画における温室効果ガス排出量は、2017(平成 29)年 3 月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて算定します。

第3章 温室効果ガス総排出量と削減目標

3-1 基準年度における温室効果ガス総排出量

本計画の基準年度となる2016(平成28)年度の温室効果ガス総排出量は、24,516t-CO₂*です。温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素(CO₂)が99.9%以上を占めており、メタン(CH₄)が0.003%、一酸化二窒素(N₂O)0.06%となっています。

うち、二酸化炭素(CO₂)はエネルギーの使用に伴って発生する、エネルギー起源CO₂が全てを占めています。**最も多いのは電気の使用**に伴うもので全体の83%を占めており、次いでLPG・都市ガスが多く、合わせて11.3%となっています。

基準年度における温室効果ガス総排出量

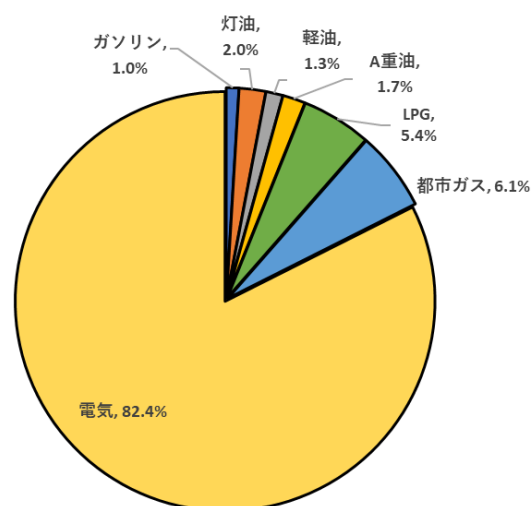
		排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
温室効果ガス総排出量		24,516	100%
内訳	二酸化炭素 (CO ₂)	24,501	99.938%
	メタン (CH ₄)	0.6	0.003%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	14.7	0.060%

*小数点以下四捨五入により、各項目の合計値が総排出量の値と一致しません。

※計画改定に伴い対象範囲を拡大したため、前計画実績とは排出量が異なります。

基準年度におけるエネルギー起源CO₂排出量

	使用量	単位	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ガソリン	101,493	L	236	1.0%
灯油	200,716	L	500	2.0%
軽油	124,268	L	321	1.3%
A重油	157,818	L	428	1.7%
LPG	251,461	kg	1,320	5.4%
都市ガス	590,870	m ³	1,502	6.1%
電気	33,578,943	kWh	20,194	82.4%
合計			24,501	100.0%



*小数点以下四捨五入により、各項目の和が合計値と一致しません。

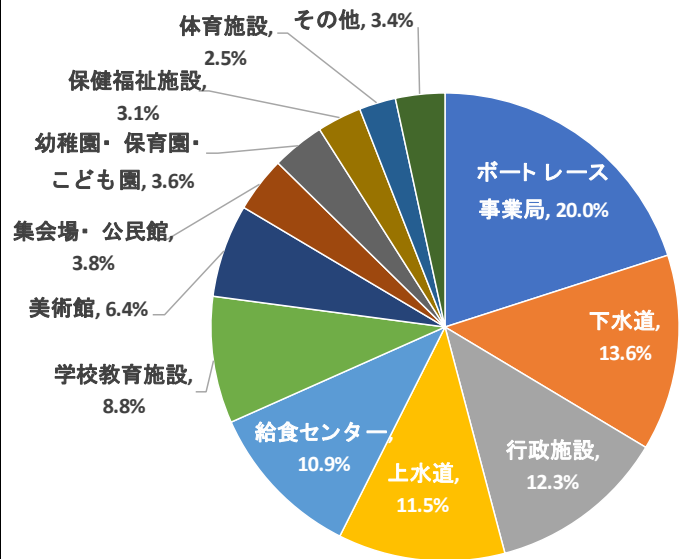
参考：電気事業者の排出係数による温室効果ガス排出量への影響

温室効果ガス排出量の計算には、各エネルギーの使用量を温室効果ガス排出量に換算するための係数(排出計数)を用います。エネルギーごとに排出係数が定められ、電気に関しては発電方法の違いなどから電気事業者ごとに排出係数が定められ、毎年度公表されています。

丸亀市のエネルギー使用量の8割以上が電気であることから、電気事業者の排出係数は温室効果ガス排出量に大きく影響します。電力の供給を受ける際には金額面だけでなく、排出係数も考慮した事業者の選定を行うことが必要です。

基準年度における施設分類別温室効果ガス排出量

	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ポートレース 事業局	4,913	20.0%
下水道	3,323	13.6%
行政施設	3,012	12.3%
上水道	2,829	11.5%
給食センター	2,678	10.9%
学校教育施設	2,148	8.8%
美術館	1,576	6.4%
集会場・公民館	937	3.8%
幼稚園・保育園 ・こども園	894	3.6%
保健福祉施設	752	3.1%
体育施設	620	2.5%
その他	835	3.4%
合計	24,516	100%



*小数点以下四捨五入により、各項目の和が合計値と一致しません。

参考：国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の概要

国の「地球温暖化対策計画」では、地方自治体の事務事業が該当する『業務その他部門』の削減目標を、2030年度に2013(平成25)年度比で40%削減と設定しています。

この「地球温暖化対策計画」を受けて、国の省庁の実行計画（事務事業編）となる「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」が2016(平成28)年5月に策定されています。

「政府実行計画」の温室効果ガスの削減目標及び計画期間は以下の通りです。

- ① 2013(平成25)年度を基準年度として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減することを目標とする。
- ② 中間目標として2020年度までに政府全体で10%削減することを目標とする。
- ③ 2016(平成28)年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。

3-2 温室効果ガスの削減目標

3-2-1 削減目標の考え方

本計画の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を考慮しつつ（2013年度比で2030年度までに40%の削減）、本市の事業部門等の特性をふまえて設定します。

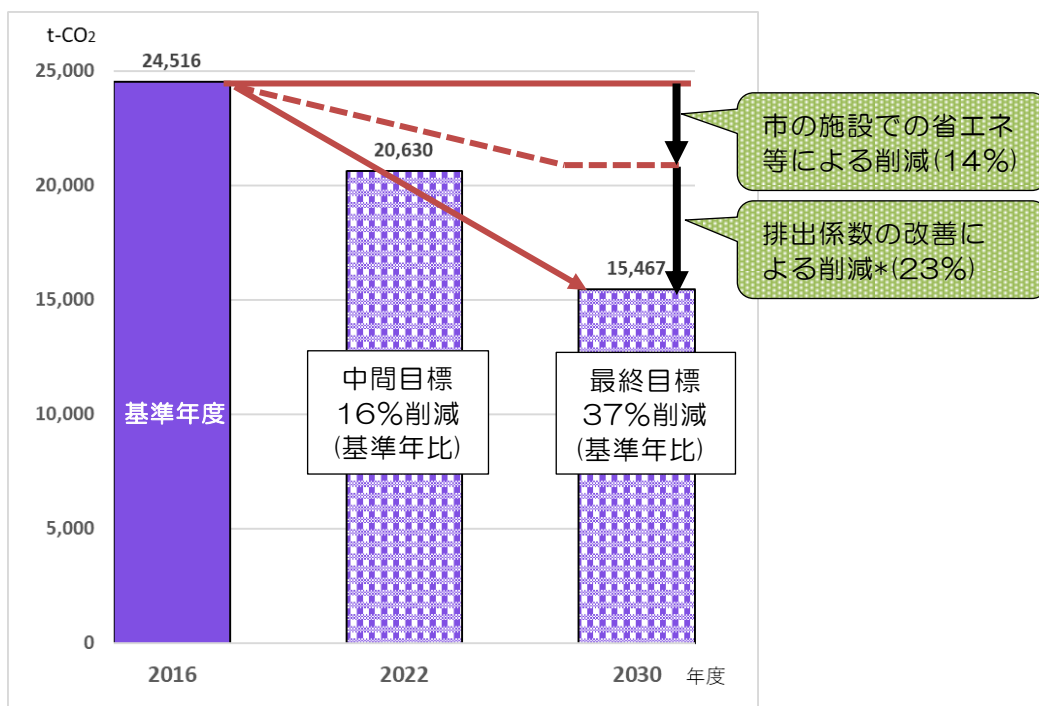
温室効果ガス総排出量の削減目標として、計画の最終年度である2030年度の目標と中間期である2022年度の目標を設定します。

3-2-2 温室効果ガスの削減目標

本計画は2016（平成28）年度を基準年度とし、2030年度までに基準年度（2016年度）比で37%を最終的な削減目標として掲げます（2013年度比で40%の削減に相当します）。また、進捗状況及び国等の動向を踏まえ、2022年度に中間見直しを実施することから中間目標として、2022年度までに基準年度（2016（平成28）年度）比で16%削減を目指します。なお2018（平成30）年度に上水道事業が移管される見込みであるため、基準年度における上水道事業に伴う温室効果ガス排出量の割合についても考慮しつつ、全庁的に取組を推進します。

温室効果ガス削減目標

2022年度 中間目標	基準年度（2016（平成28）年度）比で 2022年度までに <u>16%削減</u>
2030年度 最終目標	基準年度（2016（平成28）年度）比で 2030年度までに <u>37%削減</u>



*国の「地球温暖化対策計画」と同等に電力排出係数が改善されると想定（「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（p106）参照）

第4章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

4-1 取り組みの基本方針

温室効果ガス削減に向けた取り組みについては、①全職員の意識向上のための全庁的な取り組み、②設備機器の運転管理に関する取り組み、③施設設備の改修・更新に関する取り組み、この3つの区分を中心に取り組んでいきます。

4-2 取り組み項目

4-2-1 全庁的な取り組み

取り組み方針1	温室効果ガス削減に全職員で取り組みます。
---------	----------------------

(1) 意識啓発に関する取り組み（事務局）

- ・ 温暖化対策に関する説明会や研修等を実施する。
- ・ 指定管理者や施設利用者への取り組みへの協力を呼びかける。
- ・ 地球温暖化対策の取り組みに関する情報提供を行う。
- ・ 各課・施設に対し、相談や支援を行う。
- ・ 省エネ関連の補助事業等に関する情報提供を行う。
- ・ 丸亀市環境マネジメントシステムを推進する。

(2) 職員の省エネ・省資源に関する取り組み

空調	<ul style="list-style-type: none">・ 冷暖房の温度を適正に設定する。・ クールビズ・ウォームビズを徹底する。・ 季節に応じて運転時間を適正化する。・ 天候に応じて室内温度の調整を図る（外気の導入や換気の励行等）。
照明	<ul style="list-style-type: none">・ 不要な照明を消灯し、必要な場所・時間帯のみ点灯する。 (昼休み、時間外勤務時、更衣室、会議室等)
OA機器	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な範囲での省電力モードを採用する。・ 使用していない時間帯に電源を遮断する。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・ エコドライブを徹底する。・ 可能な限り公共交通機関や自転車を利用する。
紙・ごみ	<ul style="list-style-type: none">・ 両面コピー、両面印刷を徹底する。・ ペーパーレス化を推進する。・ ごみの発生抑制、再使用、再資源化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 季節や天候に応じて給湯温度の調整を行う。・ 近くの階への移動は、階段を利用する。・ 電気事業者との受電契約時に排出係数を考慮する。・ 丸亀市グリーン購入基本指針に基づき、グリーン購入を徹底する。

4-2-2 設備機器の運転管理に関する取り組み

取り組み方針 2

省エネ運転管理マニュアルに基づき、省エネ型施設管理を行います。

(1) 設備の保守・管理に関する取り組み

空調

- ・ 温湿度センサー、コイルやフィルター等を清掃する。
- ・ 定期的な保守・点検を行う。

照明

- ・ 照明器具等を清掃する。
- ・ 定期的な保守・点検を行う。

(2) 設備機器の運用改善に関する取り組み

空調

- ・ 排気ファンの運用を最適化する。
- ・ 空調換気扇の運用を最適化する。
- ・ 全熱交換機（ロスナイ）の運用を最適化する。
- ・ 吸収式冷温水発生機の運用を最適化する。
- ・ 起動・停止時刻を最適化する。

熱源

- ・ 冷温水出口温度を適正化する。
- ・ 熱源機の停止時間の電源を遮断する。

照明・給湯

- ・ 不要な場所での照明の間引きを行う。
- ・ 給湯温度・循環水量を最適化する。

その他

- ・ デマンド監視装置によるモニタリングと電力管理を徹底する。
- ・ 省エネ診断やCO₂削減診断等を受診して運用改善を推進する。
- ・ E S C O事業等を活用して、施設の運転を効率化・適正化する。

4-2-3 施設設備の改修・更新に関する取り組み

取り組み方針 3

設備機器の低炭素化を推進します。

「丸亀市公共施設等総合管理計画」に基づき今後策定する各施設の個別計画において、設備機器の改修・更新の方針を定めます。設備機器の改修・更新にあたっては、環境省が定めるL2-Tech（先導的低炭素技術）認証製品一覧等に掲げるトップランナーの設備機器を積極的に採用します。

(1) 設備機器の改修・更新に関する取り組み

空調

- ・ エネルギー消費効率の高い熱源・空調設備への更新に努める。
- ・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入を検討する。

照明

- ・ LED照明など高効率ランプへの更新を検討する。
- ・ 照明対象範囲を細分化することを検討する。

建物

- ・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入に努める。
- ・ エレベーターにインバータ制御システムの導入を検討する。

その他

- ・ BEMSの導入を検討する。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。
- ・ エコカーの導入を検討する。
- ・ 太陽光や小水力、地中熱等再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 省エネ型送風機と省エネ型散気装置を組み合わせた導入を検討する。
- ・ 反応槽攪拌機の攪拌動力密度が大幅に小さい攪拌機の導入に努める。
- ・ 消化ガスの未利用ガスの熱エネルギーや発電への利用を検討する。

第5章 計画の推進

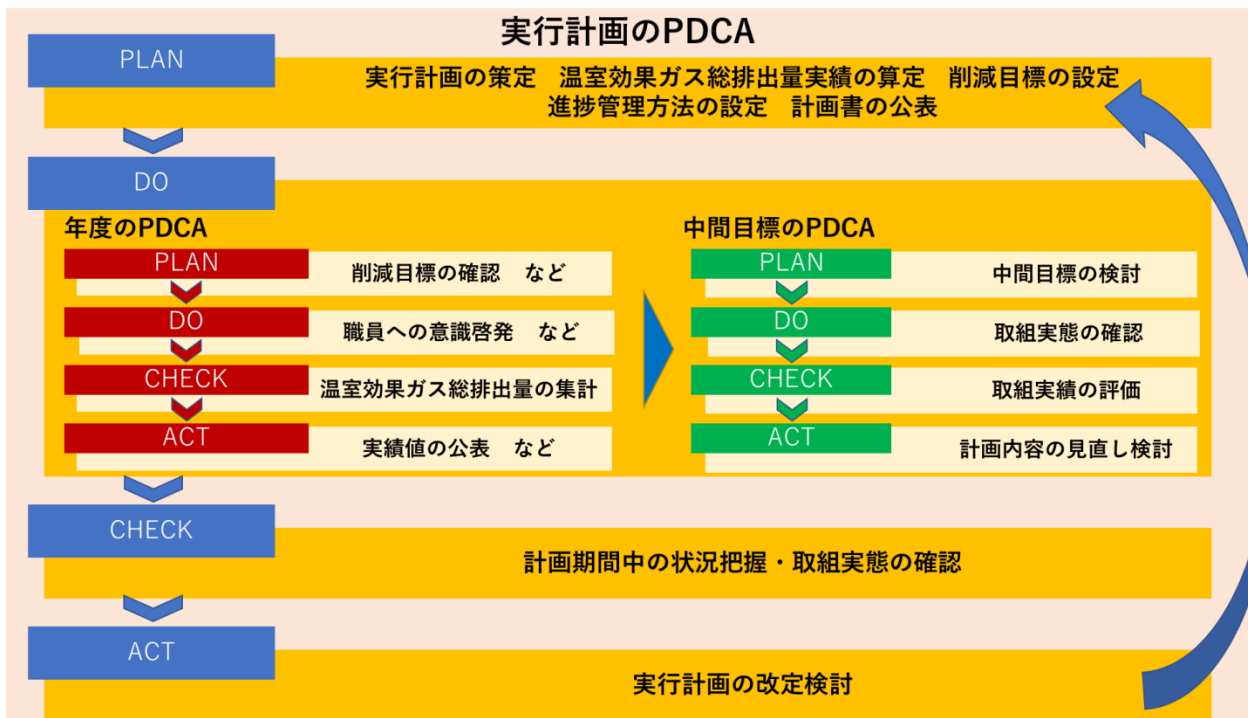
5-1 推進体制

「丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程」に基づき、市長をトップとした全庁横断的な計画の推進体制を維持し、全庁的に環境活動を推進します。

5-2 進行管理の仕組み

年間の進行管理については、丸亀市環境マネジメントシステムに基づくPDCAにより取り組みを推進します。

また、実行計画そのものについても、計画期間中の状況把握や取組実態の確認を行い、実行計画のPDCAに基づき推進してきます。



5-3 公表

計画の策定・改定に当たっては庁議に内容を諮り、計画書をHP等に公開します。

また、取組の実施状況は、環境白書でとりまとめ、庁議及び審議会に報告するとともに、毎年度の温室効果ガス排出量及び取組実績をHP等で公表します。

資料編

資料 1 計画対象施設

施設分類	施設名	課等
行政施設	庁舎本館・別館・南館・西館	公共施設管理課
行政施設	港務所	建設課
行政施設	上水道課	上水道課
行政施設	水道経営課	水道経営課
行政施設	綾歌市民総合センター	綾歌市民総合センター
行政施設	飯山市民総合センター	飯山市民総合センター
行政施設	二軒茶屋総合センター	人権課
行政施設	金山文化センター	人権課
行政施設	山根文化センター	人権課
行政施設	本島市民センター	市民活動推進課
行政施設	生涯学習センター	市民活動推進課
行政施設	飯山総合学習センター	市民活動推進課
行政施設	広島市民センター	市民活動推進課
行政施設	東小川児童センター	子育て支援課
行政施設	飯山子育て支援センター	幼保運営課
行政施設	金山児童館	人権課
行政施設	山根児童館	人権課
行政施設	富士見館	人権課
行政施設	上法軍寺児童館	人権課
行政施設	消防本部	総務課
行政施設	郡家分署	総務課
行政施設	南消防署	総務課
行政施設	クリーンセンター丸亀	クリーン課
行政施設	土器プラント	建設課
その他（斎場）	桜谷聖苑	環境安全課
幼稚園・保育所	西幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	城北幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	城坤幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	城東幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	城辰幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	郡家幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	本島幼稚園	幼保運営課
幼稚園・保育所	中央保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	平山保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	土居保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	金倉保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	城南保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	青ノ山保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	城辰保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	岡田保育所	幼保運営課

施設分類	施設名	課等
幼稚園・保育所	栗熊保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	富熊保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	飯山北第一保育所	幼保運営課
幼稚園・保育所	飯山南保育所	幼保運営課
こども園	垂水こども園	幼保運営課
こども園	飯山こども園	幼保運営課
こども園	飯野こども園	幼保運営課
こども園	あやうたこども園	幼保運営課
保健福祉施設	広島デイサービスセンター	高齢者支援課
保健福祉施設	綾歌健康づくりふれあいセンター	高齢者支援課
保健福祉施設	地域包括支援センター	高齢者支援課
保健福祉施設	保健福祉センター	健康課
保健福祉施設	綾歌保健福祉センター	健康課
保健福祉施設	飯山総合保健福祉センター	健康課
その他（診療所）	国民健康保険広島診療所	保険課
その他（診療所）	国民健康保険本島診療所	保険課
公民館	城北コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	城西コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	城乾コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	城坤コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	城南コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	土器コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	飯野コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	川西コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	郡家コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	垂水コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	栗熊コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	岡田コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	富熊コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	ゆうとぴあ綾歌	市民活動推進課
公民館	飯山南コミュニティセンター	市民活動推進課
公民館	飯山北コミュニティセンター	市民活動推進課
その他（駐車場）	市営駐車場	都市計画課
その他（駐車場）	市営自転車駐車場	都市計画課
その他（公園）	公園（18か所）	都市計画課
体育施設	飯山土器川公園	スポーツ推進課
体育施設	三浦運動広場	スポーツ推進課
体育施設	野外活動センター	スポーツ推進課
体育施設	蓮池公園	スポーツ推進課
体育施設	郡家運動広場	スポーツ推進課
体育施設	綾歌森林公園	スポーツ推進課
体育施設	中津運動公園	スポーツ推進課

施設分類	施設名	課等
体育施設	総合運動公園 (市陸上競技場・テニスコート)	スポーツ推進課
体育施設	飯山総合運動公園	スポーツ推進課
体育施設	綾歌総合運動公園(テニスコート)	スポーツ推進課
体育施設	市民体育館	スポーツ推進課
体育施設	土器川体育センター	スポーツ推進課
体育施設	市民球場	スポーツ推進課
下水道	丸亀市浄化センター	下水道課
下水道	塩屋ポンプ場	下水道課
下水道	城西ポンプ場	下水道課
下水道	塩屋中継ポンプ場	下水道課
下水道	城北ポンプ場	下水道課
下水道	土器中継ポンプ場	下水道課
下水道	蓬萊中継ポンプ場	下水道課
下水道	清水中継ポンプ場	下水道課
下水道	産砂雨水排水ポンプ場	下水道課
下水道	昭和町雨水排水マンホールポンプ	下水道課
下水道	田村マンホールポンプ	下水道課
下水道	土器西マンホールポンプ	下水道課
下水道	柞原マンホールポンプ	下水道課
下水道	岡地区農業集落排水7箇所	下水道課
下水道	西坂元地区農業集落排水2箇所	下水道課
下水道	三谷地区農業集落排水10箇所	下水道課
下水道	赤坂地区農業集落排水2箇所	下水道課
下水道	流域下水道マンホールポンプ16箇所	下水道課
上水道	簡水	上水道課
上水道	県水	上水道課
上水道	西坂元水源地他	上水道課
上水道	東小川水源地他	上水道課
上水道	綾川浄水場他	上水道課
上水道	楠見池浄水場他	上水道課
上水道	金倉浄水場他	上水道課
上水道	清水浄水場他	上水道課
上水道	丸亀市浄水場他	上水道課
学校教育施設	岡田小学校	総務課
学校教育施設	栗熊小学校	総務課
学校教育施設	富熊小学校	総務課
学校教育施設	飯山北小学校	総務課
学校教育施設	飯山南小学校	総務課
学校教育施設	郡家小学校	総務課
学校教育施設	城乾小学校	総務課
学校教育施設	城坤小学校	総務課

施設分類	施設名	課等
学校教育施設	城西小学校	総務課
学校教育施設	城辰小学校	総務課
学校教育施設	城東小学校	総務課
学校教育施設	城南小学校	総務課
学校教育施設	城北小学校	総務課
学校教育施設	垂水小学校	総務課
学校教育施設	飯野小学校	総務課
学校教育施設	本島小学校	総務課
学校教育施設	小手島小学校	総務課
学校教育施設	綾歌中学校	総務課
学校教育施設	飯山中学校	総務課
学校教育施設	西中学校	総務課
学校教育施設	東中学校	総務課
学校教育施設	南中学校	総務課
学校教育施設	本島中学校	総務課
学校教育施設	城乾青い鳥第1教室	総務課
学校教育施設	城東第1,3青い鳥教室	総務課
学校教育施設	郡家第1,2青い鳥教室	総務課
学校教育施設	飯山南第1青い鳥教室	総務課
学校教育施設	城坤第2青い鳥教室	総務課
学校教育施設	城東第2青い鳥教室	総務課
給食センター	第二学校給食センター	学校給食センター
給食センター	中央・飯山学校給食センター	学校給食センター
給食センター	本島学校給食センター	学校給食センター
行政施設	丸亀市立資料館	総務課
行政施設	埋蔵文化財整理事務所	総務課
集会場	綾歌総合文化会館（アイレックス）	文化振興課
集会場	市民会館（H29 廃止）	文化振興課
美術館	猪熊弦一郎現代美術館	産業振興課
美術館	うちの港ミュージアム	産業振興課
競艇場	ボートレース事業局	ボートレース事業局

資料 2 丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程

○丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程

(平成 19 年 4 月 9 日訓令第 43 号)

改正平成 20 年 3 月 26 日訓令第 12 号平成 20 年 6 月 19 日訓令第 19 号
平成 23 年 3 月 24 日訓令第 4 号平成 26 年 2 月 18 日訓令第 23 号
平成 26 年 6 月 30 日訓令第 52 号平成 28 年 3 月 29 日訓令第 12 号
平成 29 年 3 月 28 日訓令第 17 号

丸亀市環境保全率先実行計画の推進に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、丸亀市環境保全率先実行計画(以下「計画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「環境マネジメントシステム」とは、環境への負荷を低減することを目的として、計画の推進体制を確立し、本市における事業活動を継続的に管理し、改善していくための進行管理手法のことをいう。

(推進体制)

第 3 条 計画を体系的に推進するため、次に掲げる組織を設置し、進行管理手法として環境マネジメントシステムを導入する。

- (1) 丸亀市環境保全率先実行推進本部(以下「本部」という。)
- (2) 丸亀市環境保全率先実行組織(以下「実行組織」という。)
- (3) 丸亀市環境管理事務局(以下「事務局」という。)

(本部の所掌事務)

第 4 条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定、実施及び見直しに関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの管理及び運営に関すること。
- (3) 計画の実施状況の点検、評価及び公表に関すること。
- (4) その他環境保全の推進に関すること。

(本部)

第 5 条 本部は、丸亀市庁議等に関する規則(平成 17 年規則第 13 号)に定める庁議をもってこれに充てる。

[丸亀市庁議等に関する規則(平成 17 年規則第 13 号)]

- 2 本部は、本部長、副本部長、環境管理責任者及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長とし、環境管理責任者は生活環境部長とする。
- 4 本部員は、前項に定める者を除く庁議構成者とする。

一部改正〔平成 20 年訓令第 19 号〕

(会議)

第 6 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(実行組織)

第 7 条 計画に定める環境に配慮した取組を実施するため、別表に掲げる部等に実行組織を置く。

[別表]

(実行組織体制)

第 8 条 実行組織に、環境保全率先実行総括者(以下「総括者」という。)、環境保全率先実行責任者(以下「責任者」という。))及び環境保全率先実行推進員(以下「推進員」という。))を置く。

- 2 総括者は、別表に掲げる部等の長とする。

[別表]

- 3 責任者は、総括者が所管する課等の長とする。
- 4 推進員は、責任者が所管する課等の職員のうちから選任する者とする。

(計画の実施)

第9条 総括者は、本部長の指示に基づき、責任者に計画の目標達成に向け必要な措置を講じるよう指示するとともに、計画の実施状況について本部長に報告するものとする。

2 責任者は、環境に配慮した取組を行うよう推進員に指示するとともに、計画の実施状況について把握し、総括者に報告するものとする。

3 推進員は、自主的かつ積極的に環境に配慮した取組を推進するため、推進員が所属する課等の職員に対し計画を周知するとともに、計画を効果的に実施するための具体的な改善策を提案する等意識啓発に努めるものとする。

(計画の実施状況の報告)

第10条 環境管理責任者は、毎年度、計画の実施状況について点検及び評価を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定に基づき環境管理責任者から報告された結果を、丸亀市環境審議会に報告しなければならない。

(事務局)

第11条 計画の推進に関する事務を処理するため、生活環境部環境安全課に事務局を置く。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、計画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月9日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第12号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月19日訓令第19号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月18日訓令第23号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日訓令第52号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日訓令第17号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条・第8条関係)

市長公室、総務部(選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む。)、健康福祉部、こども未来部(保育所、幼稚園及びこども園を含む。)、生活環境部、都市整備部、産業文化部(農業委員会事務局を含む。)、会計課、消防本部、ボートレース事業局、水道部、教育部(小学校、中学校及びその他の教育機関等を含む。)、議会事務局

一部改正〔平成20年訓令12号〕

丸亀市環境保全率先実行計画
- 環境と調和した職場に向けて -
2018年（平成30年）3月改正

丸亀市 生活環境部 環境安全課
TEL: 0877-24-8836